

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 453 号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名

令和 3 年度 諏訪形浄水場 中央監視制御装置更新工事

(2) 工事の目的

設備設置後 20 年以上が経過し経年劣化が著しい中央監視制御装置を更新する。

(3) 工事内容

中央監視制御装置更新 一式

(4) 技術提案を求める具体的内容

中央監視制御装置更新に関する提案で、具体的内容は以下のとおり。

- ① 施工条件の実現方法に関する提案
- ② 効率的な監視制御に向けた提案
- ③ 装置の機能維持に対する提案

(5) 履行期限

工事開始日から約 600 日間 ただし、令和 5 年 3 月 20 日まで（債務負担行為設定済）

(6) 工事予算額（上限額）

495,000 千円（消費税込み）

(7) その他

関係図書については、上田水道管理事務所において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気通信工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が 820 点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定による電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。

- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (12) 県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札にかかる業種の入札参加資格を有している営業所に限る。
- (13) 水道事業（簡易水道事業を除く）における浄水場の監視制御装置の設置または更新工事の実績を有していること。※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 18 年 4 月 1 日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
- (14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。
なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社
 - オ 事業協同組合とその構成員
- (16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

- (1) 参加表明書の作成様式
様式 2 号による。
- (2) 参加要件資料の作成様式
様式 3 号による。
- (3) 参加要件資料記載上の留意事項
 - ア 業種その他許可状況
入札参加資格業種、資格総合点数、特定建設業許可の有無、本店または営業所の所在地を記載すること。
 - イ 保有する技術職員の状況

参加表明時点で在籍する技術職員の資格、員数を記載すること。

ウ 同種または類似工事の実績

(ア) 会社としての実績とし、記載件数は3件以内とする。

(イ) 同種工事の実績とは、公共機関等から発注された工事を元請し、平成18年4月1日から掲示の日の前日までにしゅん工した工事で、水道事業（簡易水道事業を除く）における浄水場の監視制御装置の設置または更新工事が該当する。

(ウ) 工事実績については、これを証する契約書又はコリンズ等の写しを添付すること。

エ 当該工事の実施体制

(ア) 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

(イ) 「最近15年間の主な工事経歴」は、平成18年4月1日から掲示日の前日までにしゅん工した工事が該当する。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当事務所・問い合わせ先

〒386-0032 長野県上田市諏訪形 613 長野県企業局上田水道管理事務所 業務課

電話 0268-22-2110

ファクス 0268-22-2994

E-mail uedasui@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和3年7月9日（金）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（16）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件（会社）	・ 入札参加資格 ・ 資格総合点数 ・ 特定建設業許可	・ 求める業種の入札参加資格を有しているか ・ 資格総合点数は要件を満たしているか ・ 特定建設業の許可を有しているか
2 営業所の所在地		・ 要件を満たしているか
3 同種又は類似の工事の実績（会社）	・ 同種又は類似工事の内容	・ 当該工事の内容に近い工事の実績があるか

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、長野県企業局上田水道管理事務所長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）

以内に、書面（書式自由）により、長野県企業局上田水道管理事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ） 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者名、電話番号及びFAX番号を併記すること）とします。なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ） 回答方法 原則としてFAXによる。

（8） その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

（1） 技術提案書の作成様式

様式7号による。

（2） 技術資料の作成様式

様式8号による。

（3） 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち工事の状況等

（ア） 主な工事経歴は掲示の日の前日から過去15年以内にしゅん工した工事とする。（平成18年4月1日から掲示日の前日までにしゅん工した工事。）

（イ） 主な工事経歴の記載件数は3件以内とする。

（ウ） 「資格等」は、技術士（電気・電子部門）及び1級電気通信工事施工管理技士の資格の有無について記載すること。

（エ） 同種工事の実績とは、平成18年4月1日から掲示の日の前日までにしゅん工した工事で、水道事業（簡易水道事業を除く）における浄水場の監視制御装置の設置または更新工事において、主任（監理）技術者としての実績が該当する。

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 工事に係る費用とその内訳

（ア） 様式は自由とする。

（イ） 必要に応じて、内訳についての詳細提示をさらに求めることがある。

オ 工事实績に関する確認事項

工事实績について評価するため、同種工事の実績について、これを証する契約書又はコリンズ等の写しを添付すること。

カ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

- (4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法
- ア 受付場所 3 (4) に同じ。
 - イ 受付期間 掲示の日から令和3年7月12日(月)まで。
(受付時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - ウ 受付方法 FAXまたはメール等とします。
 - エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和3年7月14日(水))
- (5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- ア 提出期限 令和3年7月21日(水)
(提出時間は午前9時から午後5時まで。休日は除く。)
 - イ 提出場所 3 (4) に同じ。
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出方法 持参または郵送とします。
郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3 (4) の担当者に確認してください。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。
 - オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。
- (6) 技術提案書のヒアリングに関する事項
- ア 予定日 令和3年7月27日(火)(変更の場合があります。)
 - イ 場 所 場所 3 (4) に同じ。
 - ウ 時 間 各者30分程度を予定(提案者の公募数により変更の場合があります。)
 - エ その他 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、提案者の説明はTV会議による開催とします。(Cisco Webex Meetingsを使用予定です。)
- (7) 技術提案書を特定するための評価基準
- 技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)
- ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。
- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
 - イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		評価の視点
配置予定技術者の資格等 (10点)	主任(監理)技術者	資格	専門分野の資格を有しているか
		主任(監理)技術者の経歴等	主任(監理)技術者としての経験年数
		同種または類似工事の実績	該当工事の件数
	現場代理人	同種または類似工事の実績	該当工事の件数
工事实績 (8点)	同種または類似業務の実績		該当工事の件数
費用 (20点)	工事費		—

技術提案の内容 (57点)	施工条件の実現方法に関する提案	現行の監視制御体制に影響を与えない更新手法の提案	項目ごとに、具体的かつ実現性の高い提案がされているか
	効率的な監視制御に向けた提案	運転制御が容易になる提案	
		次世代監視ネットワークへの接続方法に関する提案	
	装置の機能維持に対する提案	装置の障害対応が容易となる提案	
保守管理に対する提案			
技術提案の内容と施工の整合性(5点)			—
評点の合計結果(100点)			

(注1) 配置予定の技術者数は、複数配置することに制限はないが、評価は代表技術者1名に対して行う。技術者を複数名配置する場合は、代表技術者が分るように記載すること。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、長野県企業局上田水道管理事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、長野県企業局上田水道管理事務所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、長野県企業局上田水道管理事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

（ア） 受付場所 3（4）に同じ。

（イ） 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

（ウ） 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

（エ） 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（最終改正 平成30年9月19日付け30契検第46号）による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4) に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足説明資料を求める場合があります。

(5) 技術提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することが出来ます。

(6) 別紙 特記仕様書を最低限満たす技術提案としてください。